



▽道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す
▽道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

質 疑 應 答

問 土地整理當時より係争地にして所有者確定せず、爲めに土地臺帳にも所有者の登録なき土地あり、之を道路敷地に供する爲め買収の必要あり、係争地關係人と色々交渉するも買収不可能なるが右は公簿上所有者記名無之については民法第二百三十九條により無主の不動産として國庫の所有に歸屬せしめ得るものなりや、右御教示を乞ふ。(沖繩生)

答 公簿上に所有者の登録なきを理由として直ちに民法第

二百三十九條に依り其の土地を以て無主の不動産なりとなし國庫の所有に屬すと論斷することは出来ない、故に土地收用事業の起業者は公簿以外に占有の事實納税の事實等何等かの證據に依りて所有者を指定し之に對して土地收用法上の協議を爲さなければならぬ。尙此問題については本誌第六卷第十一號(昨年十一月號)の本欄に於て答へておいた所を参照せられたい。又參考までに左の如き大審院判例のあることを附記しておく、「起業者ニ過失ナクシテ土地所有者及關係人ヲ確知スルコト能ハサル場合ニハ形式上土地所有者及關係人ト看做スヘキ者ニ對シテ諸般ノ手續ヲ履行シ以テ收用ノ效ヲ果有セシムルモノトス」(明治四十年(オ)第一三八號、同年五月判決)(田中省吾)

問 道路法第四十四條に於て「道路ノ占用料其ノ他道路ヨリ生スル收益ハ管理タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス」とあるは要するに道路より生ずる收益は普通國の收益となる場合なきことを規定せるものならん。然らば同法第十七條に規定せるが如く國道は府縣知事の管理するものなるが故に第四十四條は單に「道路ノ占用料其ノ他道路ヨリ生スル收益ハ管理スル公共團體ノ收入トス」と規定して可なるべし。前項○印を附せる如く明記せるは法理上何等かの理由ありや

